

小児慢性特定疾病医療費助成制度

申請案内

小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、疾病の治療方法の確立と普及、また患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成する制度です。



本制度は、症状の状態が厚生労働大臣が定める程度であると指定医が診断した日（診断年月日）まで遡って認定することができます。ただし、遡りができるのは、申請日から原則1か月まで、やむを得ない理由により申請できなかった場合は、3か月までです。（令和5年10月1日以降の申請が対象）

1

対象者

次の(1)及び(2)に該当する児童等が対象となり、**申請はその児童の保護者（※）又は受診者本人（18歳以上の場合）**が行います。

（※）保護者…本制度における申請時の保護者は以下の優先順位となります。

- ① 受診者の被保険者
- ② 児童を現に監護する方（①に該当する父又は母の一方が単身赴任等により別居している場合等）
- ③ 収入の高い方

(1) 高槻市に居住する18歳未満の児童、又は本事業の承認を受けている方のうち18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる20歳未満の方

(2) 厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、疾病の症状が認定基準を満たしている方

2

対象疾病

以下の16疾患群に属する788疾病が対象です。

01.悪性新生物 02.慢性腎疾患 03.慢性呼吸器疾患 04.慢性心疾患 05.内分泌疾患 06.膠原病
07.糖尿病 08.先天性代謝異常 09.血液疾患 10.免疫疾患 11.神経・筋疾患 12.慢性消化器疾患
13.染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 14.皮膚疾患 15.骨系統疾患 16.脈管系疾患

但し、疾病が該当している場合でも、その状態が認定基準を満たさない場合は、対象となりません。

※対象疾病及び疾病の状態の程度は、「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページでご確認ください。

(URL : https://www.shouman.jp/disease/html/contents/disease_list_w_kokuji.pdf)

3

制度の対象となる医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）

原則として全国の各都道府県・政令市・中核市が指定した「指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）」が制度の対象となります。

高槻市が指定する指定医療機関の一覧は高槻市ホームページで確認することができます。

なお、高槻市外の指定医療機関は、その所在地がある自治体が公表していますので、各自治体へお問合せください。

4

有効期間

医療費助成の有効期間は最長で1年です。有効期間の終了後も、引き続き治療が必要と認められる場合は、継続申請が必要です。必ず**有効期間が切れる前に**手続を行ってください。

特に18歳に到達されている方は、原則として有効期限内に継続申請を行ってください。

5 給付の対象

認定を受けた小児慢性特定疾病やそれに附随する疾病に対する指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）での治療、投薬、訪問看護費用が対象となります。

ただし、健康保険の対象となる医療に限られます。保険外の自費検査・診療等は対象となりません。

また、認定を受けた疾病に関係ない病気の治療等も対象となりません。

6 自己負担上限月額

受診者の医療保険上の世帯（★ページ下部参照）の市町村民税の課税額（所得割）により階層区分毎の上限額が決定されます。自己負担上限月額の範囲内で、指定医療機関での保険診療の負担額を支払っていただきます。

■ 自己負担上限額表（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額（自己負担割合：2割） 指定医療機関（外来＋入院）		
			一般	重症（※）	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税 非課税	～年収 80 万円以下	1,250		500
III		年収 80 万円超	2,500		
IV	一般所得 I （～市町村民税 7.1 万円未満）		5,000	2,500	
V	一般所得 II （市町村民税 7.1 万円～25.1 万円未満）		10,000	5,000	
VI	上位所得 （市町村民税 25.1 万円以上）		15,000	10,000	
入院時の食費			1 / 2 自己負担		

※ 重症患者・・・以下のいずれかに該当する場合に対象となります。

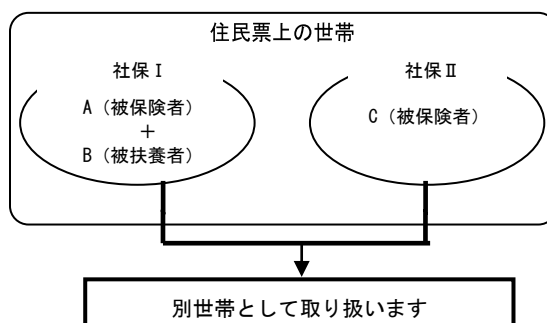
- ① 重症患者認定基準を満たす場合
- ② 高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円／月を超える月が年間6回以上ある場合）

- ・階層区分「I」に関しては、入院時の食費についても自己負担は生じません。
- ・階層区分「II」及び「III」に関しては、保護者の所得によって階層が決定されます。
- ・血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患の方を含む）に該当する方は、上表に関わらず自己負担は生じません。

（★）医療保険上の世帯とは

- ・住民票の世帯に関係なく、同じ医療保険に加入している家族によって範囲が設定されます。
- ・なお、加入している医療保険が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱われます。（右図参照）
- ・本制度における世帯は全て医療保険上の世帯となります。

【例】住民票の世帯がA（社保Ⅰに加入）、B（Aの被扶養者）、C（社保Ⅱに加入）からなる場合



(1) 申請に必要なもの(全員)

	書類名等	記入者	備考
<input type="checkbox"/>	個人番号カード又は通知カード ※いずれも原本をお持ちください。	—	受診者、保護者(被保険者等)及び受診者と同じ医療保険に加入している方全員分
<input type="checkbox"/>	窓口に来られる方の身分証明書(原本)	—	運転免許証、個人番号カード、健康保険証等
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書	保護者(被保険者) (18歳以上の場合は受診者本人)	申請者は原則、受診者の保護者(被保険者)としてください。 (18歳以上の場合は、受診者本人が申請者になります。)
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療意見書 (疾病ごとに用紙が異なるので医療機関で用意してもらってください。)	指定医	各自治体から指定された「 指定医 」のみが作成できます。 高槻市が指定している医師は高槻市ホームページで公表しています。 高槻市以外の都道府県・政令市・中核市が指定する医師は各自治体のホームページで確認することができます。
<input type="checkbox"/>	世帯調書	保護者(被保険者) (18歳以上の場合は受診者本人)	
<input type="checkbox"/>	健康保険証 (受診者の加入している医療保険によって必要な範囲が異なります。) ※写しでも可能です	被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)の場合 → 受診者本人 の健康保険証 国民健康保険組合(高槻市国保、業種別国民健康保険組合等)の場合 → 同じ医療保険に加入している方全員分 の健康保険証	

(2) 該当者のみ必要となる書類(該当するものがないか、ご確認ください。)

	該当する条件	必要となる書類	備考
<input type="checkbox"/>	継続申請の方	小児慢性特定疾病医療受給者証 小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理票	直近の1年間の医療費が確認できる分をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	申請者(18歳未満の場合は保護者(被保険者等)、18歳以上の場合は受診者本人)の方が窓口に来られない場合	戸籍謄本、委任状又は代理権を確認できる書類(※)	(※)申請者(保護者(被保険者等)、18歳以上の場合は受診者本人)の個人番号カード、健康保険証、運転免許証等
<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等(体外式補助人工心臓又は埋め込み式補助人工心臓等)を装着している方	医療意見書別紙の「人工呼吸器等装着者証明書」欄に記載したもの	指定医に記入してもらってください。 高槻市HP(ページID 3496)からダウンロードいただくか、子ども保健課までお問合せください。
<input type="checkbox"/>	重症患者認定基準に該当する方	医療意見書別紙の「重症患者認定意見書」欄に記載したもの	指定医に記入してもらってください。 高槻市HP(ページID 3496)からダウンロードいただくか、子ども保健課までお問合せください。
<input type="checkbox"/>	受診者と同一の医療保険上の世帯に、小児慢性特定疾病又は指定難病の対象者がいる場合	小児慢性特定疾病又は指定難病の医療受給者証	申請中の方で医療受給者証がまだお手元に無い方は、口頭で申し出てください。
<input type="checkbox"/>	市町村民税非課税の方で、障がい年金や特別児童扶養手当を受給されている方	市町村民税非課税世帯の収入申立書兼同意書及び収入額を証明する書類	障がい年金や特別児童扶養手当の額を含めた所得が80万円以上あることが明らかな場合は、申立書の提出のみでも可。(高槻市HP(ページID 3496)からダウンロードいただくか、子ども保健課までお問合せください。)
<input type="checkbox"/>	①新規申請や転入申請で、市町村民税非課税の方 ②新規申請や転入申請で、業種別国民健康保険組合に加入している方	(非)課税証明書が必要となる場合があります。 左記のいずれかの条件に該当する方は、事前に子ども保健課までお問い合わせください。 【(非)課税証明書の年度について】 ・6月30日以前の申請の場合は、 <u>前年度</u> の(非)課税証明書 ・7月1日以降の申請の場合は、 <u>当該年度</u> の(非)課税証明書	

ホームページへは下記二次元バーコードからアクセスするか、高槻市のトップページにある検索で、ページID検索するのが便利です。(小児慢性特定疾病医療費助成制度についてはページ ID3425)
■申請の前に…高槻市のホームページの「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書類(ページ ID3496)」にある「記載要領」の「申請に必要なもの(PDF)」をご確認ください。

よくある質問

■ 申請から認定まではどれくらいかかりますか。

医療受給者証の交付には通常、約1～2ヶ月かかります。

但し、申請書類や医療意見書に不備等があった場合、通常よりも時間がかかることがあります。

■ 子ども医療証や障がい者医療証等の医療証を持っていますが、申請は不要ですか？

原則として、国の制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度を優先して利用していただくこととなります。そのため、子ども医療証や障がい者医療証等を持っている方も、小児慢性特定疾病の対象となる方については、申請をお願いします。

なお、子ども医療証や障がい者医療証等との併用が可能ですので、大阪府内の医療機関を受診される際には、他の医療証と両方を提示してください。大阪府外の医療機関を受診される際には、それらの医療証が窓口で使えないため、一旦、小児慢性特定疾病医療受給者証で支払いをしていただき、その自己負担分は各担当課にて払い戻しの手続きをしてください。

■ 複数の指定医療機関を受診していますが、継続申請時には、指定医療機関毎に医療意見書が必要ですか？

指定医療機関毎に医療意見書は必要ありませんが、1疾病につき1枚の医療意見書が必要となります。

■ 医療受給者証の有効期間内に、受診する指定医療機関を追加したいときは申請が必要ですか？

また、対象疾病が追加になった時も申請は必要ですか？

指定医療機関を追加する場合、既に認定された疾病で受診する指定医療機関であれば、変更申請は必要ありません。受診する医療機関が指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されていれば受給者証をお使いいただけます。ただし、既に認定された疾病に関連する保険診療に限ります。

疾病の追加の場合は、申請が必要ですので、医療意見書を添えて申請してください。

なお認定期間は、申請日から、すでにお持ちの医療受給者証の有効期間までとなります。

■ 自己負担上限額の要件に関する変更にはどんなものがありますか。

重症患者認定基準を満たすようになった場合、人工呼吸器等の装着が必要になった場合、受診者と同じ医療保険上の世帯内の受給者数に変更があった場合等が該当します。これらに該当する場合は、変更申請が必要です。

■ 住所や加入医療保険など、医療受給者証の記載事項に変更がありました。届出は必要ですか。

氏名、住所、加入医療保険、保護者等、医療受給者証の記載事項に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

▼支給認定申請書類
★変更申請用
ページID3496



▼変更届
ページID3495



<申請先> 子ども未来部 子ども保健課

〒569-0096 高槻市八丁畷町 12 番 5 号 (高槻子ども未来館 2 階)

TEL : 072-648-3272 FAX : 072-648-3274

※原則として窓口での申請をお願いしておりますが、来所が困難な場合はお電話でご相談ください。

詳しくはホームページをご覧ください。小児慢性特定疾病医療費助成制度(申請者の方へ) ページ ID3425

